

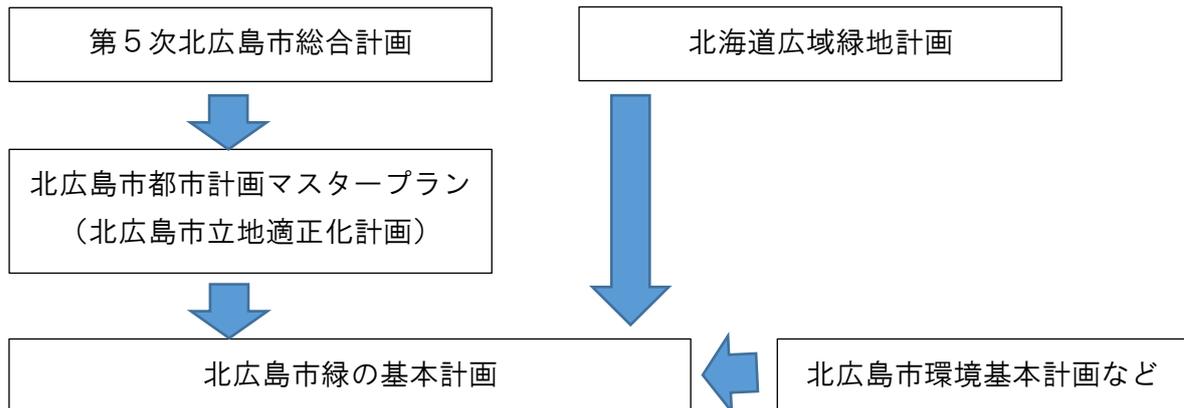
## 緑の基本計画の策定

### 1 緑の基本計画とは

#### (1) 根拠法令

都市緑地法第4条の規定に基づき、市町村は「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）を策定することができる。

#### (2) 位置づけ



#### (3) 内容

都市計画区域を有する市町村において、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で、主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するために定めるもの。

主として「緑地の保全及び緑化の目標」や「緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項」などを定めるが、地域の実情に応じてその他事項を定めるなど、計画の充実を図ることが望ましいとされている。

### 2 緑の基本計画（現行）の概要

#### (1) 目標年次

平成32年度（平成16年3月（基準年平成12年度）の策定から概ね20年間）

#### (2) 計画フレーム

- ① 対象面積 11,854ha（市内全域）
- ② 人口 61,500人（平成32年想定人口）
- ③ 市街地の規模（市街化区域面積） 1,726ha（平成32年想定面積）

### (3) 計画の概要

#### ① 基本理念

緑を愛する市民が住み、緑と人がともに育ち交流するまち

#### ② 緑の将来像

南北にネットワークする緑の大きな軸を形成

豊かな緑によってもたらされた良好な都市生活の享受

緑に囲まれた豊かな生活をおくり、緑を愛する市民の育成



拠点となる緑	骨格となる森林の主要な部分	
	都市の顔となる区域	
	近隣以上の公園	
	市民農園、キャンプ場、身近な樹林地など	
軸(ネットワーク)となる緑	主要な河川	
	代表的な樹林地	
	歩行者・自転車道路	
	緑の軸	
面的な広がりをもせる緑	市街地	
	ゴルフ場	
	農地	
	山林・丘陵地	
	幹線道路	
	行政区	

### ③ 緑づくりの基本方針

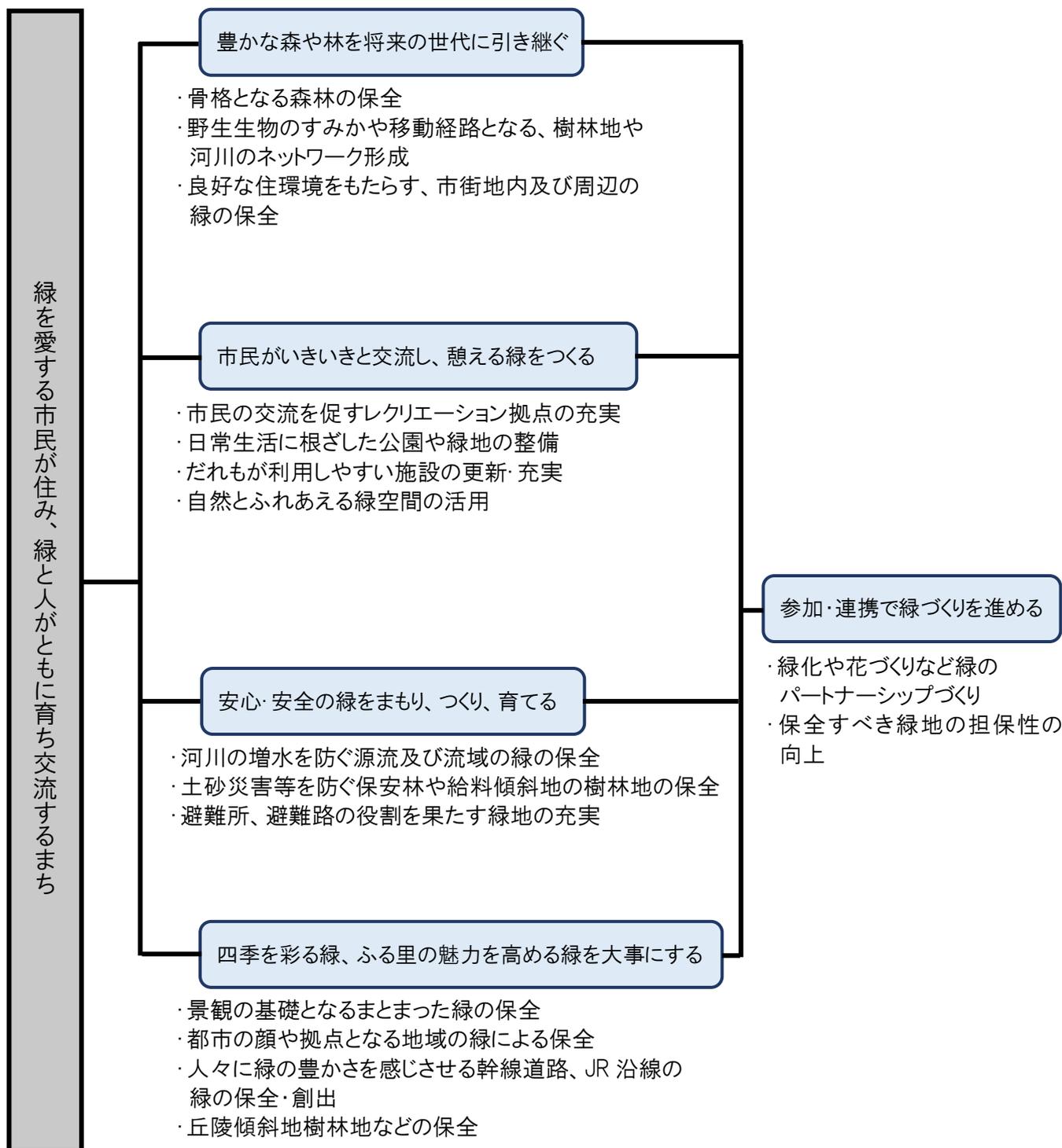
#### ア 4 系統別緑地の配置方針

緑地系統	基本方針
環境保全系統	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国有林、富ヶ岡の森、南の里の森、仁別・三島の森の位置づけ。</li> <li>・河川や小規模な樹林地、市街地周辺の樹林地などの位置づけ。</li> <li>・市街地内の公園や緑地、市街地周辺の樹林地、緩衝緑地等の位置づけ。</li> </ul>
レクリエーション系統	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北広島市レクリエーションの森、総合体育館、総合運動公園、緑葉公園、民間ホテル周辺などの位置づけ。</li> <li>・地区公園、近隣公園、街区公園などの市街地内の公園、都市緑地、市街地周辺の樹林地の位置づけ。</li> <li>・道道札幌恵庭自転車道線や市街地内を連絡する歩行者・自転車道路の位置づけ。</li> <li>・キャンプ場、市民農園、観光農園、ゴルフ場、歴史的な公園や墓園、河川の親水空間、遊水地などの位置づけ。</li> </ul>
防災系統	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保水機能を持つ国有林、南の里の森、仁別・三島の森、東の里地区遊水地、河川沿いにある樹林地、農地(水田、畑)、土砂災害を防止する山手町の保安林や南の里地区の防風保安林などの位置づけ。</li> <li>・避難地、避難路の役割を果たす緑として、道路や歩行者・自転車道路、公園、緑地、今後新設される公園や公共施設の緑地の位置づけ。</li> </ul>
景観形成系統	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国有林、富ヶ岡の森、南の里の森、仁別・三島の森、北の里から南の里の農地や輪厚の一団の農地の位置づけ。</li> <li>・幹線道路や JR 沿線から見える樹林地 や農地、街路樹、丘陵・傾斜地の樹林地、市街地周辺の樹林地、他市町との境界の 河川の位置づけ。</li> <li>・JR 北広島駅周辺、旧島松駅逕所周辺、拠点的な公園、公共施設、道路植栽地の花づくりや植樹、事業所の緑の位置づけ。</li> </ul>

#### イ 総合的な緑地の配置方針

将来像から見た方針	計画
骨格的な緑	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国有林、南の里の森、仁別・三島の森、富ヶ岡の森の保全</li> </ul>
ネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模な樹林地・農地、河川沿いの緑、道路・JR 沿線の樹林地の配置</li> </ul>
重要な緑の配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地周辺の樹林地</li> <li>・市街地内の緑豊かな公園や緑地都市の顔となる拠点の緑</li> <li>・緑化、花づくりによる良好な住環境</li> <li>・市民の交流促進に資する緑</li> <li>・自然災害を防ぐ緑 の保全・創出</li> </ul>

④ 緑地の保全及び緑化の推進のための施策(枠組み)



### 3 緑の基本計画（現行）の進捗状況（目標年次：平成 32 年度）

目標	項目	進捗割合	改訂検討時（H29）			目標年次（H32）		
			緑地面積（Ha）	区域面積（Ha）	緑地割合	緑地面積（Ha）	区域面積（Ha）	緑地割合
1 緑地の目標確保	(1) 将来市街地面積にする割合	90.2%	342	1,726	19.8%	379	1,726	22.0%
	(2) 都市計画区域面積に対する割合	100.8%	7,637	11,854	64.4%	7,574	11,854	63.9%

目標	項目	進捗割合	面積（㎡/人）	人口（人）	面積（㎡/人）	想定人口（人）
2 都市公園等の目標	(1) 都市公園	87.4%	43.6	58,700	49.9	61,500
	(2) 都市公園等	91.9%	67.1		73.0	

目標	項目	進捗割合	面積（Ha）	面積（Ha）
3 緑化の目標	(1) 市域全体の緑化目標量	100.8%	7,637.55	7,574.30
	(2) 公共施設緑地の緑化目標量	96.8%	137.54	142.04
	(3) 民間施設緑地の緑化目標量	100.1%	1,532.49	1,530.34

- ※ 1(1)市街地とは、都市計画区域区分における市街化区域のこと。
- ※ 1(2)都市計画区域は、市内全域を示す。
- ※ 2(1)都市公園とは、一般的な公園のほか、都市緑地、墓園、都市林の合計。
- ※ 2(2)都市公園等とは、2(1)都市公園と3(2)公共施設緑地の合計。
- ※ 3(2)公共施設緑地とは、公共施設の緑地、道路樹林地、緑道などの合計。

### 4 緑の基本計画整備目標の総括表

資料3のとおり

### 5 近年の緑を取り巻く動向

- ① 都市緑地法の改正（平成 29 年 5 月）
  - ア 都市公園の再生・活性化
  - イ 緑地・広場の創出
  - ウ 都市農地の保全・活用

- ② 環境問題や安全・安心なまちづくり
  - ア 地球規模での温暖化やヒートアイランド現象などの環境問題の顕在化
  - イ 北海道胆振東部地震、東日本大震災、阪神淡路大震災の発生
  - ウ 近年における短時間集中豪雨の多発
- ③ 生物多様性の確保
  - ア 平成 22 年の本国で開催された「生物多様性条約の締結国会議」において、都市における緑地の保全・再生・創出・管理など生物多様性確保に向けた取り組みが重要であるとの認識がされた。
  - イ 都市緑地法運用指針改正（平成 23 年 10 月）により、緑の基本計画改定時において「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」を参照するよう示唆。
- ④ 持続可能な開発目標
  - ア 平成 27（2015）年に、先進国を含む 2030 年までの国際社会全体の目標が国連で採択され、17 の目標と 169 のターゲットが掲げられた。
  - イ 平成 30 年 12 月に「北海道 SDG s 推進ビジョン」が策定され、北海道全体で SDG s の推進を図ることとなった。
- ⑤ 蜜源植物の保護増殖
  - ア 平成 24 年に養蜂振興法の改正により、国及び地方公共団体の蜜源植物の保護及び増殖に関し必要な施策を講ずることが明記された。
- ⑥ 関連計画等
  - ア 北海道みどりの基本方針（平成 31 年 3 月）
    - a. 量を確保する時代から質を向上する時代へ
      - ・みどりが持つストック効果（多面的な機能・効果）の創出
      - ・官民連携によるみどりのマネジメントの実践
      - ・柔軟に使いこなす都市公園等のマネジメントの実践
  - イ 北広島市総合計画（第 6 次）
  - ウ 北広島市都市計画マスタープラン
  - エ 北広島市環境計画

現計画は全て目標年が平成 32 年度

## 6 緑の基本計画策定の目的

- ① 人口減少を見据えた取り組みにおいて、まちの安全確保や魅力の向上を図りつつ、更なる市民意識の向上を目指したみどりづくりを推進
- ② 環境問題や安全・安心なまちづくりにおいて、環境問題の顕在化や様々な災害に対応する防災機能の強化を推進
- ③ 生物多様性確保に向けた取り組みを推進
- ④ SDG s（持続可能な開発目標）の達成に向けた取り組みを推進。
- ⑤ 自然の恵みを生かす取り組み（蜜源植物の保全など）の推進。
- ⑥ 北海道において、みどりの基本方針が策定され、みどりづくりに係る緑の質への推進